（港湾広域防災施設）

第十八条の三　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の二十六第三項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

第五号の二の二様式（第十五条の二十一関係）

年　月　日

○○港港湾管理者

○　○　○　○　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

港湾環境整備計画認定申請書

港湾法第51条第１項に規定する港湾環境整備計画の認定を受けたいので、港湾法施行規則第15条の21第１項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

１～７　（略）

〔備考〕

１・２　（略）

第五号の二の三様式（第十五条の二十四関係）

年　月　日

○○港港湾管理者

○　○　○　○　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

港湾環境整備計画変更認定申請書

年　月　日付けで認定を受けた港湾環境整備計画について、下記のとおり変更したいので、港湾法施行規則第15条の24の規定に基づき、認定を申請します。

記

１～３　（略）

〔備考〕

（略）

（港湾広域防災施設）

第十八条の三　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の二十四第三項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

第五号の二の二様式（第十五条の十九関係）

年　月　日

○○港港湾管理者

○　○　○　○　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

港湾環境整備計画認定申請書

港湾法第51条第１項に規定する港湾環境整備計画の認定を受けたいので、港湾法施行規則第15条の19第１項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

１～７　（略）

〔備考〕

１・２　（略）

第五号の二の三様式（第十五条の二十二関係）

年　月　日

○○港港湾管理者

○　○　○　○　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名

港湾環境整備計画変更認定申請書

年　月　日付けで認定を受けた港湾環境整備計画について、下記のとおり変更したいので、港湾法施行規則第15条の22の規定に基づき、認定を申請します。

記

１～３　（略）

〔備考〕

（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、港湾法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の港湾法施行規則（以下「新規則」という。）第十五条の八第一項及び第十五条の九第一項の規定により届出をしなければならない事項で、この省令の施行前に国土交通大臣に届出をし、その後変更がないものについては、それぞれの規定により当該届出をしたものとみなす。

２　この省令による改正前の港湾法施行規則第五号の二の二様式による港湾環境整備計画認定申請書及び第五号の二の三様式による港湾環境整備計画変更認定申請書については、新規則第五号の二の二様式及び第五号の二の三様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。